

始 地 交 第 号
令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

住 所 鹿児島県宮島町25番地
協議会名 始良市地域公共交通会議
代表者名 会長 湯元 敏浩

地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査等事業）
に関する事業評価の提出について

令和3年度地域公共交通確保維持改善事業に伴う事業評価を行いましたので、別添のとおり報告します。

担当部署：始良市役所 企画部 地域政策課
担当者名：野元
連絡先：0995-66-3111（内線：244）
E-mail：seisaku@city.aira.lg.jp

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和4年 月 日

協議会名：始良市地域公共交通会議

評価対象事業名：令和3年度地域公共交通調査等事業

① 事業の結果概要	② 事業実施の適切性	③ 生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画等の計画策定等に向けた方針
<p>始良市の地域特性及び公共交通の現状把握、市民の利用実態やニーズ把握調査(各種アンケート実施)、将来構想に向けた分析・検討の実施等を業務内容としており、現在、計画策定に向け、協議会に素案を提出し、委員の方に見解をいただき、計画案を作成している状況である。</p>	<p>A</p> <p>現在、計画策定中であり、適切に実施されている状況である。</p>	<p>地域公共交通計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部改正等に基づき、あらゆる世代のライフスタイルや移動ニーズの変化を考慮した地域公共交通サービスの提供に資するために計画を策定中である。また、地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業)の交付決定通知を令和3年5月28日(九運交企第45号)にいただき、現在、計画策定に向けて協議を重ねており、令和3年度中の完成を目指す。</p>

始良市地域公共交通活性化協議会

事業名：令和3年度地域公共交通調査事業（地域公共交通計画策定事業）

調査事業の概要

1. 調査事業を行うエリア
鹿児島県始良市

2. 調査事業の主な内容

地域の持続可能な交通体系の構築を目指し、交通施策のマスタープランとして「始良市地域公共交通計画」を策定する。その策定に伴う各種調査検討を以下のとおり行った。

- (1) 地域特性及び公共交通の現状把握
 - ◆ 関連する法令・計画の整理
 - ◆ 地域公共交通に関する地域特性の把握
 - ◆ 事業者へのヒアリング資料作成
 - ◆ 乗り込み調査
- (2) 市民の利用実態やニーズ把握調査
 - ◆ 市民アンケートの実施
 - ◆ 施設利用者ヒアリング調査
 - ◆ 高校生アンケート調査
- (3) 将来構想に向けた分析・検討
- (4) 地域公共交通計画(案)の取りまとめ
- (5) 打ち合せ協議
- (6) 報告書作成

基礎データ

合併状況：平成22年3月に加治木町、始良町、
蒲生町が合併
人口：77,888人（令和3年12月1日現在）
面積：231.25平方キロメートル
過疎地域等指定：過疎、山村
高齢化率：31.26%
補助対象の系統数：11系統（確保維持事業のみ）
自治体負担額：4,153千円（確保維持事業のみ）
協議会開催数：協議会4回



【区域】

調査前の地域交通状況 (Before)

1. 地域公共交通の状況

本市にはJR日豊本線(5駅)に加え、鹿児島市や霧島市方面を結ぶ路線バスが運行している。さらには、加治木地域、始良地域、蒲生地域それぞれにコミュニティバスが運行しているとともに、予約型乗合タクシーが始良地区では上名地区で、加治木地区では2校区・1地区、蒲生地区では2地区・久末地区高牧集落で運行している。

2. 課題

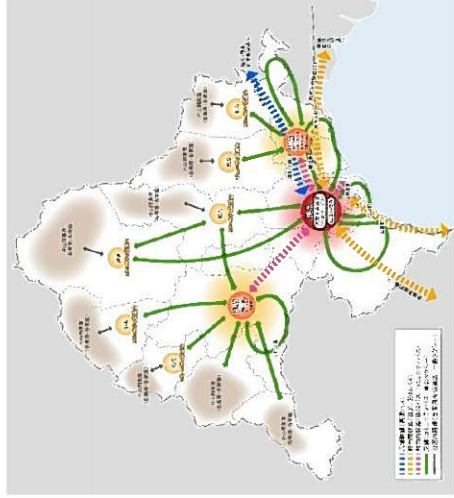
- ① 本市が目指す将来像実現に向けた地域公共交通の機能強化
- ② 多様な旅客輸送サービスの連携
- ③ 拠点機能の強化
- ④ 柔軟な地域公共交通の運行形態への見直し
- ⑤ 地域公共交通の社会的受容性の確保
- ⑥ 地域公共交通維持に向けた仕組みの構築

調査後の地域交通計画 (After)

1. 地域公共交通の基本的な方針

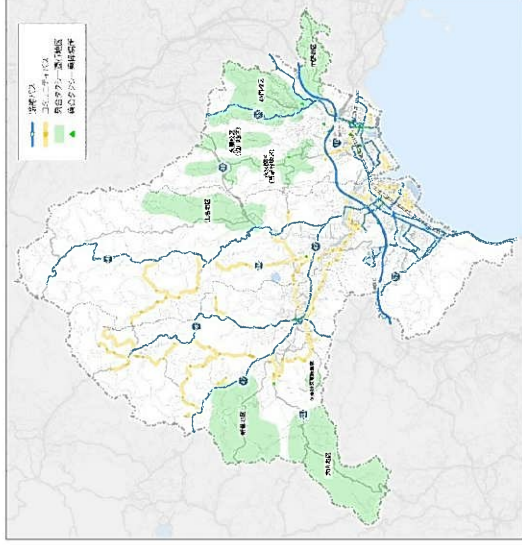
まちの持続的な発展・魅力を創出する基盤として、市民一人一人が支え育み、地域全体で協働することで地域公共交通を維持・確保します。

2. 地域公共交通体系の将来像



3. 目標

- ① 地域公共交通利用者数の確保に向けた利用促進
- ② 地域公共交通に係る財政負担の軽減
- ③ 交通空白地の解消
- ④ 高齢者等における地域公共交通の利用機会の創出
- ⑤ 地域公共交通に対する市民の意識醸成
- ⑥ 地域と一体となった地域公共交通への取り組み強化
4. 目標達成に向けた施策・事業
 - ① コミュニティバス等の路線、停留所の見直し
 - ② 新たな地域公共交通運行形態の導入
 - ③ 高齢者や体の不自由な方等に対するきめ細か対応
 - ④ 公共交通の理解促進に資するPR・周知活動
 - ⑤ 観光資源へのアクセス改善と適切な路線・乗継情報の発信



始良市地域公共交通計画策定業務委託
仕 様 書

令和3年6月

始良市地域公共交通会議

始良市地域公共交通計画策定業務委託仕様書

第1章 総則

(業務委託名称)

第1条 始良市地域公共交通計画策定業務委託

(発注者)

第2条 始良市地域公共交通会議 会長 湯元 敏浩（以下「甲」という。）

(業務概要)

第3条 平成28年度に策定した「始良市地域公共交通網形成計画（以下「現計画」という。）」においては、現計画策定後5年目を迎え、現計画全体の評価・見直しの時期となっている。そのため、過年度に実施してきた各種事業の評価を行うとともに、計画目標の達成に向けて、事業や施策内容の見直しを行うものとする。それに伴い、始良市域における全ての公共交通の現状等を把握し、生活交通の地域別課題や問題を浮き彫りにするとともに、その課題解決に向け、本市のまちづくりの基本となる総合計画や都市計画マスタープラン、立地適正化計画など各種政策との整合性を図りつつ、将来にわたり持続可能な地域公共交通の形成が図られる計画を策定する。また、令和2年に改正された地域公共交通活性化再生法の主旨に基づき計画内容の見直しを行い、次期5か年の計画として、「始良市地域公共交通計画」を作成するものとする。

(履行期間)

第4条 契約締結日の翌日から令和4年3月25日までとする。

(履行場所)

第5条 始良市全域とする。

(一般的事項)

第6条 受託者（以下「乙」という。）は、本業務にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本業務の目的及び内容を遂行するにあたり、十分な経験と技術を有したもので行うとともに、甲の定めた監督職員（以下「監督員」という。）の指示に従い、誠実に業務を実施するものとする。
- (2) 本業務を行うにあたり、業務期間中の連絡方法及び連絡場所を明らかにすること。
- (3) 本業務の調査については、利用者や施設の管理者等の運用等を妨げないように、十分に留意すること。また、誤って妨害等与えた場合は、乙の責任において速やかに措置を講じるとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

- (4) 監督員との協議や打合せについては、その都度、文書として記録を行い、監督員からの承認を得ること。
- (5) 本業務に必要な諸手続きは、原則的に乙が行うこと。
- (6) 本業務の実施にあたり、構造物等に損害を与えた場合は、全て乙の負担により修復するものとする。また、その内容等を甲に報告するものとする。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

(作業計画書等の提出)

第8条 本業務を実施するにあたり、甲乙協議の上、下記の資料を甲に提出し、承認を得なければならない。また、計画を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者決定通知書
- (3) 業務工程表
- (4) 必要資格承認書
- (5) その他甲の指定する書類

(工程管理)

第9条 乙は、作業計画書に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時監督員に報告しなければならない。

(秘密の保持並びに個人情報の保護及び管理に関する計画書の作成)

第10条 乙は、本業務の遂行により知り得た情報及び結果を第三者へ漏らしてはならない。また、成果品を他人に閲覧、複製又は譲渡してはならない。

2 乙は、作業を行う際の個人情報等の管理において、次の内容等に明記した「個人情報の保護及び管理に関する計画書」を別途作成し、甲に提出し承認を得なければならない。

- (1) 作業従事者、監督体制について
- (2) 作業場所について
- (3) 個人情報の保管・管理について
- (4) 個人情報の受け渡し、搬送について
- (5) 秘密保持について
- (6) 企業における情報セキュリティマネジメント体制

(疑義・協議)

第11条 甲は、乙との協議により、契約後においても部分的に内容を変更できるものとする。また、乙からの改善の申し入れがあった場合も同様とする。

2 甲は、報告書について疑問が生じた場合は、乙に再調査又は再検討を命ずることができるものとし、乙は無償でこれに応じなければならない。

- 3 本仕様書に明示のない事項についても、当然必要と認められる事項は、乙の責任で実施するものとする。なお、本仕様書に記されていない事項及び内容に疑義が生じた場合、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(打合せ協議)

第12条 業務全体の打合せや個別の調整協議など、作業の進捗状況に合わせて適宜実施するものとする。なお、協議内容は、議事録を作成し、甲へ提出するものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間打合わせ（1回以上）
- (3) 成果品納入時

第2章 業務内容

(交付申請内容等に基づく業務)

第13条 本業務の内容は、本市地域公共交通会議が国土交通大臣に提出した別添「交付申請」の内容が認められたことによる補助金交付決定であることから、この申請内容を履行する業務内容とし、詳細は下記のとおりとする。なお、施策検討に関しては、自家有償運送導入の導入可能性検討については必須の検討事項とする。

(1) 始良市の地域特性及び公共交通の現状把握

① 関連する法令・計画等の整理

交通政策基本計画や地域公共交通活性化再生法など国や県の法令や計画等を確認し、本計画との関連性を整理する。また、本市のまちづくりに関する計画（「始良市総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」、「公共施設マネジメント白書」など）を収集し、本市の公共交通政策の位置づけを明確にする。

② 始良市の地域公共交通に関する地域特性の把握

地理的条件、道路網の状況、人口動態、施設（医療施設、商業施設、公共施設、観光施設等）立地状況等を把握し、地域特性を整理するとともに交通不便地域を抽出する。また、地域公共交通（路線バスやコミュニティバス、高速バス、観光バス等）の運行状況を整理し、運行ダイヤや接続点、利用状況等の現状を把握し分析を行う。

③ 事業者へのヒアリング資料作成

始良市内を運行しているバスやタクシー事業者等への聞き取り調査資料作成を行う。

④ 乗り込み調査

市内路線バス（大・小循環、市内 JR 駅を基点とする自主運行路線バス）やコミュニティバスを対象に乗り込み調査を実施し、利用状況などの現状を把握し分析を行う。

・回数：平日1回

- ・対 象：全便
 - ・方 法：調査員の乗り込みによる調査
- (2) 市民の利用実態やニーズ把握調査
- ① 市民アンケートの実施
- 市民の移動実態及び公共交通の利用実態や考え方について把握するため、アンケート調査を実施する。
- ・対 象：始良市内に居住する18歳以上の市民
 - ・配布数：1世帯あたり世帯票1票、個人票2票。配布数は3,000世帯とし、配布対象世帯及び配布対象地区は協議し決定するものとする。
 - ・回収数：30%程度の回収を想定
 - ・方 法：郵送配布・回収（市で実施）
- ② 施設利用者ヒアリング調査
- 病院、商業施設、公共施設等の来訪者に対しアンケート調査を実施し、交通手段や公共交通サービスに対するニーズを把握する。調査方法は、調査員による直接ヒアリングとする。また、市内の公立高校（3校）で公共交通機関を利用して通学する生徒を対象に、アンケート調査（文書による調査で学校の協力をいただく）を実施する。
- ・回 数：平日1日
 - ・対 象：9施設程度
 - ・方 法：調査員の現地での聞き取り調査
 - ・その他：公立高校の調査については、調査票の集計や分析のみ実施
- (3) 将来構想に向けた分析・検討
- (1)及び(2)の結果を受けて、本市の公共交通が抱える問題点を整理・検討する。また、まちづくりとの連携や分野ごと（観光・まちづくり、幹線系、フィーダー系など）に分析を行い、地域にあった公共交通体系や交通拠点の設定（過疎地域における校区コミュニティを中心とした拠点など）等、効率的な公共交通ネットワークの実現に向けた対応策等を提案する。
- (4) 地域公共交通計画（案）の取りまとめ
- 調査・検討を行った内容を取りまとめ、「可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり～ひとりひとりが主役 住みよい県央都市 あいら～」に即した公共交通のあり方を地域公共交通会議で協議し、その結果を「始良市地域公共交通計画(案)」として取りまとめる。

第3章 納入成果品

(納入成果品)

第14条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書 一式
- (2) 各種調査集計・分析結果及びその他関係書類 一式
- (3) 電子媒体 (CD-R) 一式

(検査・訂正)

第15条 乙は、本業務の最終成果品について、甲の指定する検査員又は監督員の検査を受け、この合格をもって完了とする。ただし、成果品の検査及び引渡し後において、誤り又は訂正事項等が発生した場合は、乙の負担で速やかにこれを修正するものとする。

(契約金額の請求)

第16条 乙は、前条の検査終了後、甲に対し本業務に対する契約金額を請求するものとする。なお、請求は清算の一括とする。

(契約金額の支払い)

第17条 前条の請求書に基づき甲が乙に対して支払う契約金額の支払い時期は、国からの補助金が甲に交付された後となり、令和4年5月末頃の予定となる。